

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第18号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年岩手県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員を派遣することができる公益的法人等)</p> <p>第2条 条例第2条第1項第1号の人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる法人とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 財団法人いわてリハビリテーションセンター（平成4年4月1日に財団法人いわてリハビリテーションセンターという名称で設立された法人をいう。）</u></p> <p><u>(5) 財団法人岩手県長寿社会振興財団（昭和63年5月20日に財団法人岩手県長寿社会振興財団という名称で設立された法人をいう。）</u></p> <p><u>(6) 財団法人いわて産業振興センター（昭和61年8月30日に財団法人岩手県高度技術振興協会という名称で設立された法人をいう。）</u></p> <p>(7)～(9) [略]</p> <p><u>(10) 財団法人岩手県土木技術振興協会（昭和56年4月1日に財団法人岩手県土木技術振興協会という名称で設立された法人をいう。）</u></p> <p>(11)～(13) [略]</p> <p><u>(14) 財団法人岩手県体育協会（昭和41年4月27日に財団法人岩手県体育協会という名称で設立された法人をいう。）</u></p> <p>2 [略]</p> <p>3 条例第2条第1項第3号の人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる法人とする。</p> <p><u>(1) 岩手県土地開発公社</u></p> <p><u>(2) [略]</u></p> <p><u>(3) [略]</u></p> <p><u>(4) [略]</u></p> <p>(5)・(6) [略]</p> <p>4 [略]</p>	<p>(職員を派遣することができる公益的法人等)</p> <p>第2条 条例第2条第1項第1号の人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる法人とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 公益財団法人いわてリハビリテーションセンター</u></p> <p><u>(5) 公益財団法人いきいき岩手支援財団</u></p> <p><u>(6) 公益財団法人いわて産業振興センター</u></p> <p>(7)～(9) [略]</p> <p><u>(10) 公益財団法人岩手県土木技術振興協会</u></p> <p>(11)～(13) [略]</p> <p><u>(14) 公益財団法人岩手県体育協会</u></p> <p>2 [略]</p> <p>3 条例第2条第1項第3号の人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる法人とする。</p> <p><u>(1) [略]</u></p> <p><u>(2) [略]</u></p> <p><u>(3) [略]</u></p> <p><u>(4) 岩手県土地開発公社</u></p> <p>(5)・(6) [略]</p> <p>4 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。